

議第四号

とくしま文化の日を定める条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十五年三月十三日

提出者 全議員

徳島県議会議長 榎本 孝 殿

とくしま文化の日を定める条例

(趣旨)

第一条 県民の文化に対する関心と理解を深め、本県の優れた伝統を継承するとともに個性豊かな文化を創造し、本県の文化の振興に資するため、とくしま文化の日を設ける。

(とくしま文化の日)

第二条 とくしま文化の日は、十一月の第二日曜日とする。

(とくしま文化推進期間)

第三条 とくしま文化の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、十一月三日から同月の第三日曜日までをとくしま文化推進期間とする。

(県の取組)

第四条 県は、とくしま文化推進期間には、広く県民にとくしま文化の日の趣旨を普及させ、県民による文化の振興に関する主体的な取組を促進するなど、とくしま文化の日の趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

(市町村及び民間団体への協力)

第五条 県は、市町村及び民間団体が地域の特性に応じて、とくしま文化の日の趣旨にふさわしい取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力を行うものとする。

(使用料等の特例)

第六条 県が設置した公の施設の使用料及び利用料金で規則で定めるものについては、当該使用料及び利用料金に係る条例の規定にかかわらず、とくしま文化推進期間のうち知事が定める日(利用料金の場合にあつては、当該公の施設の指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める日)に限り、これを徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の文化に対する関心と理解を深め、本県の優れた伝統を継承するとともに個性豊かな文化を創造し、本県の文化の振興に資するため、とくしま文化の日を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。